

広報担当者が知っておくべき 法律の基本とトラブル対応実務

平成30年8月29日

弁理士・弁護士 加藤 光宏

自己紹介

略歴

昭和63年 3月 京都大学工学部航空工学科卒業
昭和63年 4月 川崎重工業株式会社航空宇宙事業本部
平成 9年 1月 弁理士登録
平成16年 4月 名古屋大学法科大学院入学
平成21年12月 弁護士登録、弁理士再登録、特許法律事務所 源 開設
平成23年12月 特許法律事務所 樹樹 開設

役職等

日本弁理士会東海支部 副支部長 (2016年)
知的財産支援委員会 委員長(2017年)
愛知県弁護士会 情報問題対策委員会 委員長 (2018年)



特許法律事務所 樹樹
Patent and Law Firm JuJu



広報の仕事とは？

人・社会と企業のインターフェース

対外的広報

PR活動

- 企業の製品、サービスを広く知ってもらう
- 企業自体を知ってもらう

危機管理広報

不祥事その他におけるマスメディア・社会への対応

対内的広報

社内広報

社内広報の発行などを通じて、企業の活動や理念を従業員間に浸透・共有させる

3

1 広報活動に伴うリスク

(1) 問題となった広報事例の紹介

H29年7月4日 サントリー／ビール「頂(いただき)」

「絶頂うまい出張」と題するPR動画を特設サイト、YouTube、Twitter上で公開

動画は出張に出かけた男性が、北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡の各都市で出会った女性と食事をする。

「お酒飲みながらしゃぶるのがうみゃあ」「コックウ〜ん！しちゃった...」などといったセリフに対し、「不適切」「卑猥」といった批判の声が上がり、翌日には公開を中止。

代理店（電通グループ）曰く、「ウェブなら、燃えたほうが話題になるので、炎上スレスレ。または炎上狙いをすることがあります。」



画像はYouTubeより引用

4

H29年7月5日 宮城県の観光PR動画

「お蜜」(壇蜜)が仙台・宮城の夏にお薦めの観光名所などを紹介。動画中、壇蜜の唇のアップが何度も映し出される他、性的イメージの表現が含まれている。

H29年7月5日の公開以降、動画の再生回数は170万回超 (H29年7月22日時点)

市民らから「性的な表現が含まれており不快」と批判。県議会の女性議員が、動画の配信中止を村井知事に申し入れ。

村井嘉浩知事「非常に面白くていいのでは」、河端章好副知事「(動画に)問題はない。県男女共同参画推進条例の基本理念に反したとは考えていない」とコメント。



<https://matome.naver.jp/odai/2149967223271983201>

5

H29年9月 保毛尾田保毛男

2017年9月28日 「とんねるずのみなさんのおかげでした」(フジテレビの番組)において過去のキャラクターを復活させて放送



<http://wezz-y.com/archives/50304>

LGBT団体から抗議

「ホモ」という単語は男性同性愛者に対する蔑称であるとともに、その存在自体を嘲笑の対象として表現することは、今なお日本社会に残る性的少数者への差別や偏見を助長することに他なりません。(マイナビニュース2017年11月21日掲載の抗議文より抜粋)

10月16日 フジテレビが公式サイトに謝罪文を掲載

「またこのキャラクターが長年に渡り与えていた印象、子供たちへの影響、およびLGBT等を取りまく制度改正や社会状況について私共の認識が極めて不十分であったことを深く反省しております。」(謝罪文より抜粋)

6

世界一のクリスマスツリーPROJECT

- 世界一の高さとなる生木のクリスマスツリーを運び、神戸のメリケンパークに立てるプロジェクト
- メッセージ型の反射材オーナメントに、イベント参加者が未来へ向けた夢や希望のメッセージを書き込み、毎週末のイベントとしてそれらをツリーへ飾りつける
- あすなろの木（推定樹齢150年、高さ30m）を富山県から神戸に船で運搬し移植
- イベント終了後は、撤去され、材木に生田神社の鳥居に使用された

- 「樹齢150年の木を引っこ抜いて世界一のクリスマスツリーに仕立て、最後は切り刻む」、「命を考えるイベントなのに大木の命をおろそかにしている」などの批判が発生
- 主催者側が、趣旨説明をHPに掲載したが、「なにを考え、なにを思うかが大切」という趣旨を述べたこと、「ご神木ではないんです」などの説明が裏目に出る。
- プロジェクト中止の署名もなされた。



世界一のクリスマスツリーPROJECT

<http://www.soratree.jp/index.html#007>より

(2) リスクの分析

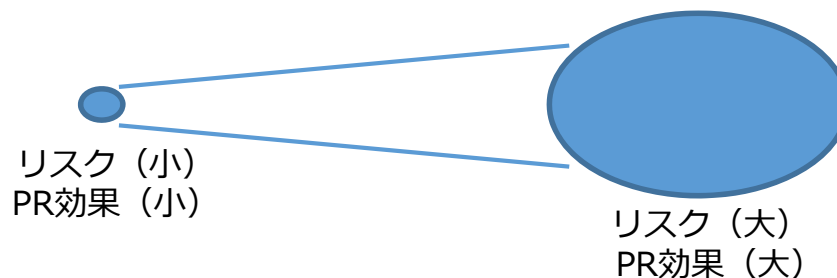
各事案に法的な問題はあるか？

炎上の原因は何だろう？

- 性的描写
- 不平等
- 危険
- 嫌悪感

「好ましくない表現」ではなく、「完全に排除されるべき表現」と認識されるようになってきている

なぜ炎上するような広告が生まれるのだろうか？



無視できないSNSのチカラと遊び心

H26年1月 近畿大学 エコ出願

- ◆ 入試の出願を紙からインターネットへ完全移行したことを告知する大型広告
- ◆ 受験料を3000円割引くことを記したリーフレットを広告に貼り付け
- ◆ リーフレットは草花の種が入った古紙で作成(土に埋めると花が咲く)



<参考書籍>



<https://www.advertimes.com/20140117/article143664/>

9

SNSのチカラ～ニクレンジャー

吉野家 @yoshinoyaggyadon
今週のボツ企画ww
「肉関連企業を5社集めてニクレンジャーを結成する」
ボツ理由→5社も巻き込むなんて実現不可能...
お蔵入りさせるのがもったいないから投稿だけしてみた(´ω´)



2018年7月5日
吉野家が投稿



2018年7月12日
ボツのはずが
1週間で完成!



2018年7月9日
ガストが参加



2018年7月10日
ケンタッキーフ
ライドチキンが参加

2018年7月11日
モスバーガーが参加



2018年7月12日
松屋が参加

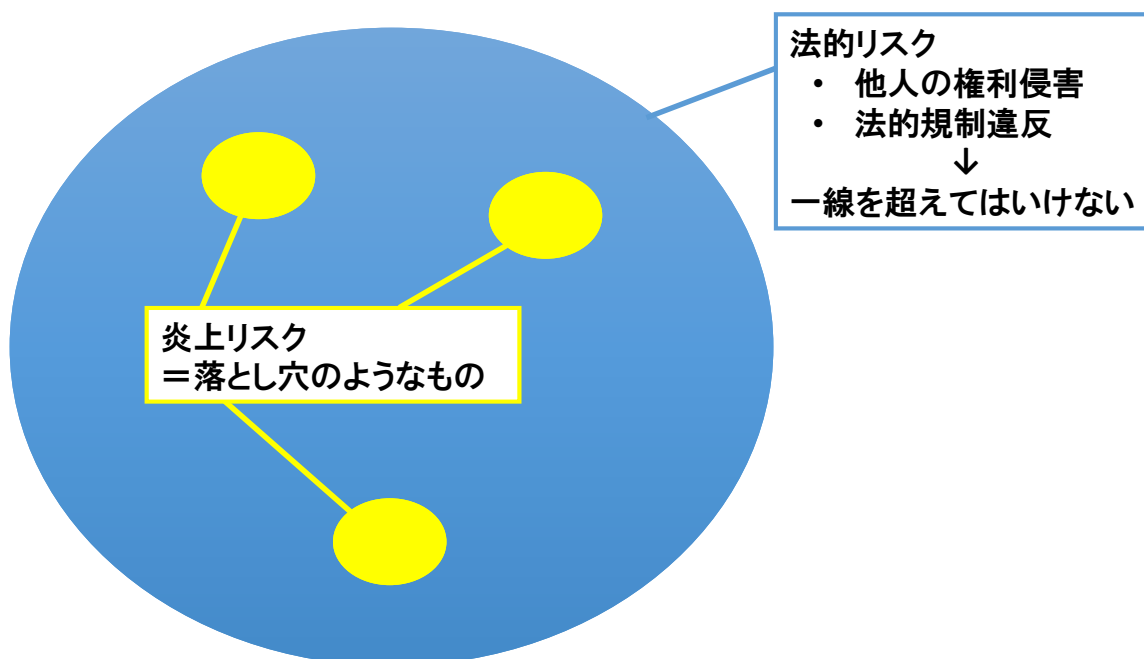


<https://rocketnews24.com/2018/07/18/1092382/>より

10

(3) リスク、法的知識理解の必要性

「PR効果のある広告にはリスクも必要」かも知れないが、
この場合のリスクは、法的リスクではなく炎上リスクである。



11

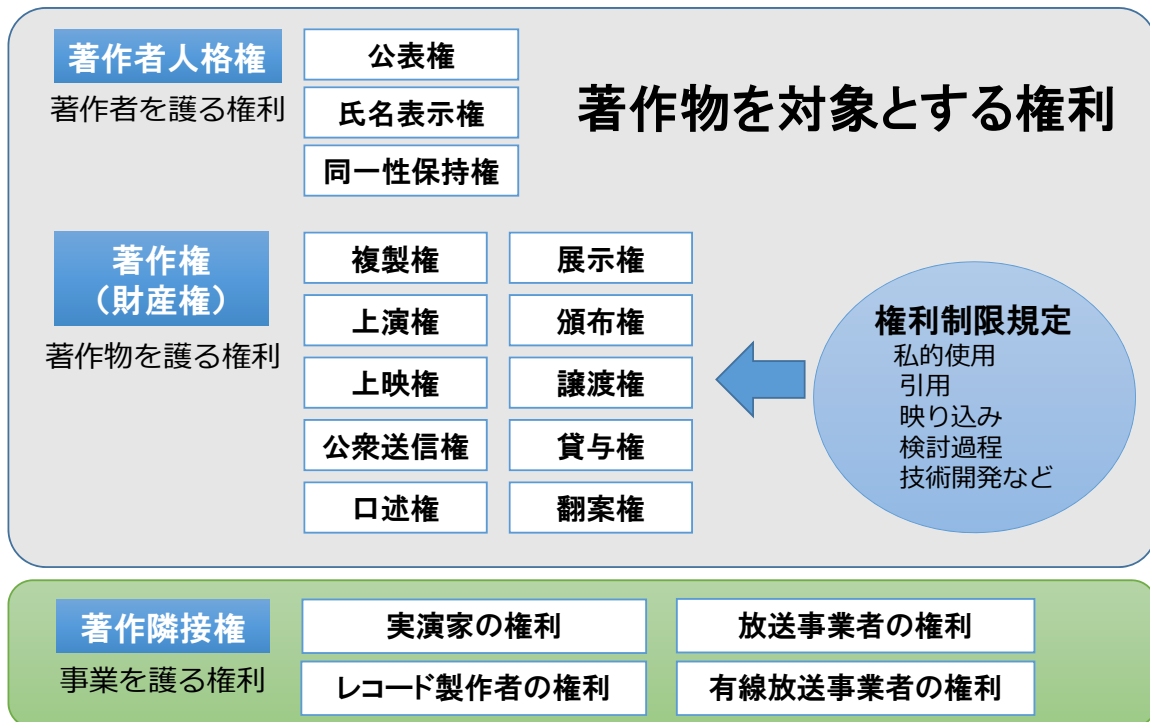
2 広報活動と権利侵害リスク

(1) 著作権の法知識

	著作権	特許・実用新案・意匠・商標
権利発生	作品の完成（登録不要） ➢ 公報などによる調査不可 ➢ 結構、バーチャルな権利	登録によって権利発生 ➢ 公報によって調査可能 ➢ 権利の存否が客観的に明らか
保護対象	著作物（いろいろある） 文学、学術、美術、音楽 編集、データベース、プログラム	発明、考案、意匠、商標
権利内容	財産権＋著作者人格権	財産権（比較的シンプル）
保護期間	長い＆ややこしい！ 通常の著作物＝作者の死後50年 法人著作物＝公表後50年 映画の著作物＝公表後70年 権利は除夜の鐘とともに消える！	特許＝出願から20年 実用新案＝出願から10年 意匠＝登録から20年 商標＝登録から10年（更新可能）
相対的権利	他人の著作物に依拠しなければ侵害にならない （完全に独自の創作なら非侵害）	他人の権利の存在を知らなかった場合でも、権利侵害は成立
外国の取扱	ベルヌ条約等に基づいて保護 ©マークは必要？	各国ごとに出願・登録が必要 （国際登録制度あり）

12

著作権の権利構造



13

著作権と著作隣接権

2017年12月10日
GLAYが右の事項を公表

著作隣接権は
無償って
どういう意味？

ブライダルでのGLAY楽曲の使用に関して

GLAY及び有限会社ラバーソウルは、GLAY名義で発表しているGLAY楽曲をブライダルで使用する場合には限り、著作隣接権について使用者からの料金を徴収しないことを報告させていただきます。

<http://www.glay.co.jp/news/detail.php?id=2633>より抜粋

著作権

楽曲に対する権利
・結婚式で音楽をかけることなどが対象

管理団体(JASRACなど)が使用料を徴収しているため、GLAYの一存で無償とは決められない

著作隣接権

いわゆる原盤権
・結婚式でかける音楽を事前にオリジナルCDで用意すること
・結婚式のビデオにBGMとして音楽を入れることなどが対象

管理団体(JASRACなど)の管理対象になっていないため、GLAYおよび隣接権者の一存で無償とすることができる！

14

著作権侵害とは

著作物性

- 著作権が発生しているか？
- ありふれた表現、非常に短いフレーズ、定型的文章、実用品などの場合は著作物性なしとされる

「長い間ご愛読いただきましたBON TONは今月号（5月号）をもって休刊し、誌面を一新して7月発売で新雑誌としてデビューいたします。どうぞ、ご期待ください!!」

依拠性

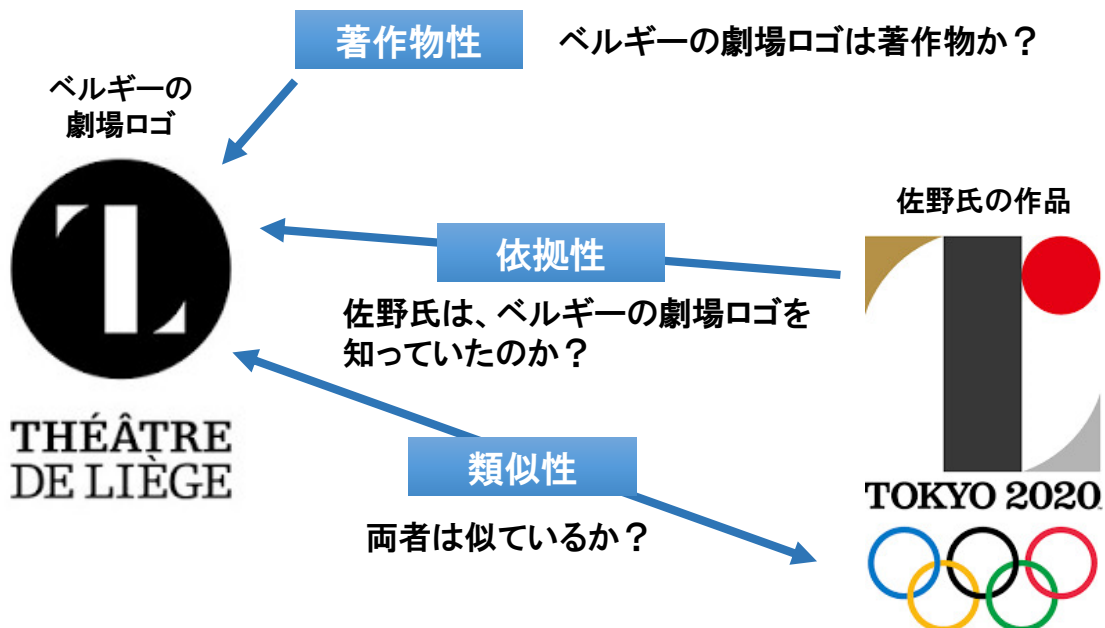
- 侵害者が著作物に依存して侵害作品を作り出したこと
- 著作物を知らずに侵害作品を創作した場合は、偶然、同じ物になったとしても著作権侵害とはならない
- 依拠性は、著作物へのアクセスと類似性で判断

類似性

- 著作物の表現上の特徴が再現されていること
- 「ボク安心 ママの膝（ひざ）より チャイルドシート」
v s
「ママの胸より チャイルドシート」

15

東京オリンピック 旧エンブレム事件



画像：http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG29HG8_Z20C15A7000000/より

16

ひこにゃん事件

2006年4月	誕生
2007年11月	当初の3ポーズ以外のポーズについて同一性保持権に基づく使用禁止の民事調停・成立
2009年7月以降	原案者が「ひこねのよいにゃんこ」を販売したこと、彦根市がひこにゃんの立体グッズを販売していることなどにより訴訟提起
2012年11月	和解

当初から許諾されていた3ポーズ



和解後の新ポーズ



画像は「ひこにゃんデザインマニュアル」(彦根市)より引用
17

逃げ恥・恋ダンス動画削除依頼

ドラマ「逃げるは恥だが役に立つ」エンディングの星野源「恋」に合わせて踊る「恋ダンス」についてYouTubeに多くの「踊ってみた動画」が投稿された
(多くの場合、楽曲を無断で使用しているため著作権侵害となる)

2016年11月	レコード会社が恋ダンス動画の投稿を許諾するアナウンスを発信 (条件1)購入した音源を使用すること (条件2)ドラマエンディングと同程度の長さであること (条件3)ドラマ放送期間中であること
ドラマ終了後	2017年8月末までは、営利目的でない動画については削除要請しない旨のアナウンスを発信
2017年9月	予定通り削除手続を始めることを報告 削除手続に先立ち、各ユーザーに自発的な削除を要請

ウェブページと著作権

〇〇ワイン ← **ロゴ・商品名の著作権・商標権**

商品写真なら著作権はない？ ←

インターネットのフリー素材なら安心？ ←
フリーサイトから入手した画像をホームページに使用したという弁明が認められなかった判例がある（東京地裁H26(ワ)24391号）

ソムリエが語る〇〇ワイン！ ← **他人の記事へのリンクは大丈夫？**

他人の動画をページ内に埋め込んでもいい？ ←
リツイートの際に写真がトリミングされた場合に著作者人格権（同一性保持権）侵害を認めた判例がある（知財高裁H28(ネ)10101号）

19

引用について

引用の要件～「…より引用」と書けば大丈夫？

著作権の制限

私的使用のための複製
図書館における複製等

引用

教科用図書等への掲載
：

第三十二条
公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、**公正な慣行に合致**するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の**引用の目的上正当な範囲内**で行なわれるものでなければならない。

さらに、「引用はあくまでも社会公共の利益の優先を目的としたもので、広告における使用には引用の必然性が認められない」ともされている。
この観点から、広告業務での引用は、あらゆるケースにおいて事前の権利処理が必要と考えるべきであろう。
(http://www.jaro.or.jp/ippan/bunrui_soudan/chitekizaisan02.html)

著作権

20

引用について

2017年4月京都大学総長が、入学式の式辞でボブディランの歌詞を引用

(前略)

さて、では常識にとらわれない自由な発想とはどういうことを言うのでしょうか。私が高校生だった1960年代に流行った歌があります。昨年ノーベル文学賞を受賞したボブディランの、

“How many roads must a man walk down
Before you call him a man?”

人間として認められるのに、人はいったいどれだけ歩めばいいの？”

という問いで始まる歌です。そして、

(中略)

友よ、答えは風に吹かれている”

という言葉で終わるのです。

これはボブディランが21歳のときに作った歌で、「答えは風に吹かれている」というのは、「答えは本にも載っていないし、テレビの知識人の討論でも得られない。風の中にあって、それが地上に落ちてきても、誰もつかもうとしないから、また飛んでいってしまう」という気持ちを表したもののなのです。彼はこうも歌います。

(後略)

[http://www.kyoto-](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/president/speech/2017/170407_1.html)

[u.ac.jp/ja/about/president/speech/2017/170407_1.html](http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/president/speech/2017/170407_1.html)より抜粋

引用する際の注意

- 公正な慣行に合致
- 報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内
- 公表された著作物
- 引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物との明瞭区分性
- 主従性
- 原作を改変しない
- 出所の表示

21

広報と著作権～気をつけること

- ◆ インターネットから得た素材を安易に流用しない
- ◆ 他人のイラスト、写真、文章を勝手に使用、改変しない
- ◆ 使うときは許諾を得る(安易に「引用」を考えない)
- ◆ 著作権存否の判断は難しい
 - ✓ 安易に非侵害(著作権無し又は非類似等)と判断してはダメ
 - ✓ 一方、著作権に慎重になりすぎる必要もない

22

(2) パブリシティ権の法知識

タレントやアーティストなどの有名人の氏名、肖像



商品販売等を促進する顧客吸引力を発生

パブリシティ権

パブリシティ権の侵害となる類型 (ピンクレディ事件 最高裁平成24年2月2日)

- ①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する場合
- ②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付す場合
- ③肖像等を商品等の広告として使用する場合

人物以外のパブリシティ権はどうか？



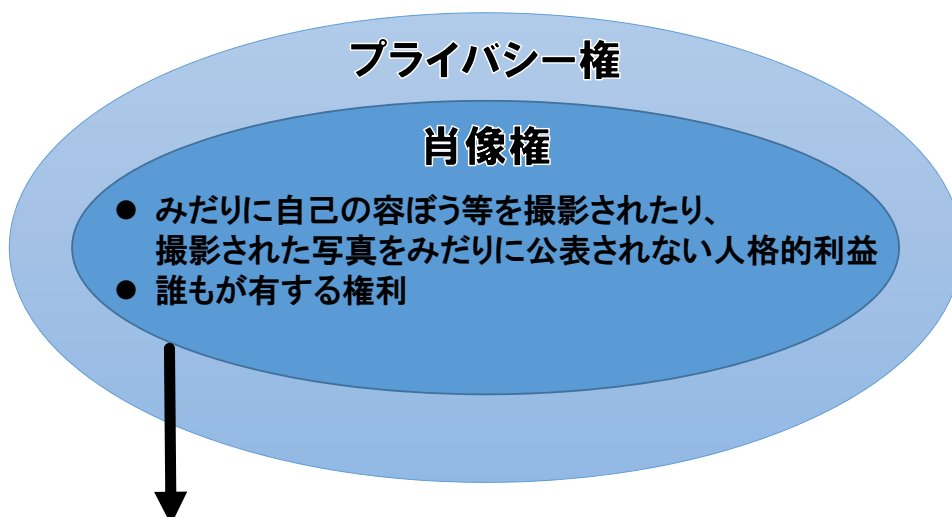
否定されている (ギャロップレーサー事件 最高裁平成16年2月13日)

とはいえ、著名な建築物などの物に対して、パブリシティ権のような財産的権利が主張されるケースが少なからずある。

→ 紛争解決のため、管理会社などに事前に許諾を求めることも検討すべき

23

(3) プライバシー権、肖像権の法知識



一般人の写真等も全て許諾が必要？

- ・ 被撮影者の社会的地位
- ・ 撮影された被撮影者の活動内容
- ・ 撮影場所
- ・ 撮影目的
- ・ 撮影態様
- ・ 撮影の必要性

24

(4) 個人情報保護法の法知識

個人情報

- 人物と情報との同一性が認められる情報
- 死者の情報は含まれない
- 氏名が含まれることは要件ではない

要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、
犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実など

取得について

- 利用目的の通知、公表
- 適正な取得
- 十分な判断能力を有していない子供等からの取得、
利用主体、利用目的等について虚偽の情報を示して取得 などはNG
- 取得に同意は不要
(要配慮情報の取得には、本人の同意が必要)

利用について

利用目的の達成に必要な範囲内で取扱
例) 商品配送用の情報を、DMの送付に利用するのはNG

第三者への提供

第三者提供には原則として本人の同意が必要

想定される事例

〇〇さんの体験談・口コミ

顔写真の利用

SNSなどの書き込みの利用

25

(5) 名誉毀損、信用毀損等の法知識

名誉毀損

- 人(法人含む)に対する客観的評価(社会的評価)を低下させる行為
- 名誉感情は含まない
- 事実を摘示した場合だけでなく、意見等でも成立し得る

信用毀損

- 人(法人含む)に対する財産上の信用を害すること

- 2017年11月 横浜DeNAベイスターズの井納翔一選手の妻の悪口がインターネット上の掲示板に書き込まれる
- 発信者情報開示により匿名の書き込み者を特定
- 約200万円の損害賠償を請求

現役 プロ野球選手 妻

昨年7月
インターネット上の匿名掲示板に
「そりゃこのブスが嫁なら
キャバクラ行くわ」と書き込み 20代・女性会社員

昨年11月 選手から20代・女性会社員に「通知」
昨年12月中旬 20代・女性会社員に「訴状」届く

内容

- 原告である選手の妻に191万9686円支払え
- 訴訟費用は20代・女性会社員の負担とする

<https://abematimes.com/posts/3711149>

26

(6) 商標権の法知識

商標とは？

商標 = 事業者が、自己の商品・サービスに使用するマーク等
(他人の商品・サービスと区別するためのもの)

標準文字

えびせんべいの里
登録4944646号他

善光寺

登録1413859号他

ロゴ等



登録5493891号

立体商標



登録4157614号

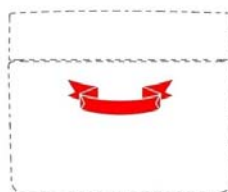
地域団体商標

一色産うなぎ
登録5093218号

常滑焼

登録5018657号

位置の商標



登録5804314号

色彩の商標



株式会社トンボ鉛筆
登録5930334号

音の商標

27

立体商標の例

看板・マスコット



登録4157614号



容器



商品自体



スーパーカブの立体商標見本



ショウワノート株式会社
「ジャポニカ学習帳」 28

キャッチフレーズと商標

キャッチフレーズも商標登録を受けられる

- ・ 識別力が必要
- ・ 宣伝広告、企業理念、経営方針としてのみ認識されるものは不可

キャッチフレーズの登録例



すぐおいしいすぐおいしい
(登録第5469259)

マチのほっとステーション

(登録第4875233)

ファイト・一発!
(登録第4350593)

元気ハツラツ
(登録第4882442)

がんばれ! ニッポン!
(登録第4470504)

お、ねだん以上。ニトリ
(登録第5292375)

29

ネーミングの重要性

- 株式会社筑水キャニコムは、自社の製品に個性的なネーミングを付けている
- 製品の特徴を一言で表したじゃれネーミング

ネーミングが効いた他の事例

- 売上6倍!
「缶入り煎茶」→「お〜いお茶」
- 売上10倍!
「モイスターティッシュ」→「鼻セレブ」
- 売上17倍!
「三陰交をあたためる」
→「まるでこたつソックス」
- 売上2倍!
「日清カップカレーライス」
→「日清カレーメシ」

	PS 0	20	40	60
 草刈作業をもっと楽しく、もっと気楽に ・草刈機 MASAO (Hey まさお)				
		12.0PS/20.0PS/22.0PS		
 タフな草刈現場で大活躍! ・家族のまさお				
		22.0 / 25.0PS		
 荒野の用心棒 ジョージ 雑草・雑木など草刈全般対応 ・荒野の用心棒ジョージ				
			51.0PS	
 Cross-Country George クロカン・ジョージ ・ブッシュカッタージョージ 遠く離れて				
			67.0PS	
 Bush Cutter George Jr. 草なぎ 不整地・動揺地でも安定度バツグン ・ブッシュカッタージョージ Jr 草なぎ				
		8.0PS / 10.0PS / 13.0PS		
 代表取締役 芝耕作 刈取・集草・排出を一台で! ・代表取締役社長芝耕作				
			23.3 PS	

商標の権利範囲

権利範囲 = 商標と指定商品・指定役務の組み合わせで決まる

商標権の効力が及ぶ範囲		指定商品又は役務			商標の類否判断
		同一	類似	非類似	
商標	同一	専用権	禁止権	×	称呼 商標の読み方
	類似	禁止権	禁止権	×	外観 商標の見た目
	非類似	×	×	×	観念 商標の意味

×印の部分には、商標権の効力は及びません。(特許庁ホームページより引用)

<p>リトルワールド</p> <p>登録1204704号他 株式会社名鉄インプレス 16類 紙製包装用容器 他</p>	 <p>登録5125951号 株式会社コスパ 28類 おもちゃ、人形 他</p>	<p>It's a Small World</p> <p>登録2183950号 ディズニーエンタープライゼズインク 28類 おもちゃ 他</p>
--	---	---

31

商標の紛争事例

ゴンチャロフ製菓株式会社 vs 株式会社Moncher

MONCHOUCHOU
モンシュシュ
原告(ゴンチャロフ)商標
登録第1474596号
指定商品 菓子、パン

VS

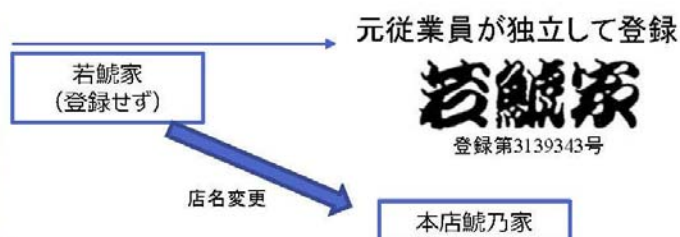

被告商標
洋菓子の包装、店舗等に使用


2011年7月に変更

若鯨家事件



若鯨家の起源となった店
(Wikipediaより引用)



32

クリスタルキング事件

- 昭和46年ころ、バンド「クリスタルキング」結成
- 昭和61年5月16日、(株)クリスタルキングカンパニー設立、クリスタルキングの音楽活動等の企画・運営等を行う
- 平成9年12月、田中昌之氏が脱退
- 平成15年1月31日、(株)クリスタルキングカンパニーが「クリスタルキング」を商標登録
- 田中氏が歌手として出演するコンサートの新聞広告に「田中雅之（クリスタルキング）」と表記された
- 平成21年、(株)クリスタルキングカンパニー（代表：ムッシュ吉崎氏）が田中氏を商標権侵害などで提訴
- 平成22年3月26日 判決
 - ・ 上記表示は、当時の「クリスタルキング」のボーカリストであったことを説明する記載と言える
 - ・ 音楽演奏という役務の出所識別機能を果たしていない態様での使用であり、本件商標の「使用」に当たらない。

右から2番目がムッシュ吉崎氏
3番目が田中昌之氏



http://i.ytimg.com/vi/ik5Uy5ZPa_g/hqdefault.jpg

登録番号：第4640546号
 登録日：平成15年1月31日
 商標：クリスタルキング
 権利者：(株)クリスタルキングカンパニー
 指定商品・指定役務
 (41類) 映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、音楽の演奏、録音物及び映像物の企画制作、音楽の教授、楽器及び音響機材の貸与

33

(7) パロディの法知識

パロディの事例

- パロディについての特別な規定はない
- 著作権法、商標法に従って判断されることになる

フランク ミュラー VS フランク三浦



VS



マリカー



<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ016179900Q7A510C1XV3000/>

VS

マリオカート
(任天堂)



任天堂WEBページより 34



VS



面白い恋人事件

- 2010年 7月19日 吉本興業が面白い恋人を発売開始
 2011年11月28日 石屋製菓が吉本興業他を提訴
 商標権侵害、不正競争防止法違反
 2013年 2月13日 和解成立
 ・面白い恋人のパッケージ図柄を変更
 ・販売を関西6府県に限定等



https://www.ishiya-shop.jp/?goodslst&cdgoods=A001&c_cdcate1=A&c_cdcate2=A

提訴時のパッケージ



和解後のパッケージ



<https://www.westlawjapan.com/column-law/2013/130415/>

35

3 広報活動と法規制

規制は多数ある。概要を知ると同時に、その都度、調査が必要。

一般的規制

景品表示法
 不当景品類及び不当表示防止法
 ガイドライン等
 ・比較広告
 ・不当な価格表示
 ・おとり広告
 ・商品の原産国など

不正競争防止法

特定商取引法

個別的規制

医薬品医療機器等法
 (旧 薬事法)
 健康増進法
 医療法
 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(あはき法)
 柔道整復師法
 食品表示法
 食品衛生法
 温泉法
 各業法
 ・宅地建物取引業法
 ・風営法
 ・貸金業法
 ・古物営業法 など

自主規制

公正競争規約
 保険業界
 ・日本損害保険協会
 ・生命保険協会 など

日本弁護士連合会

日本たばこ協会

飲酒に関する連絡協議会

電気通信サービス向上推進協議会
 など

36

景品表示法に関する情報は消費者庁のホームページで見られる

<http://www.caa.go.jp/representation/>



表示対策 -消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守ります-

▶ 食品表示等問題対策専用ページ 食品表示等問題に関する情報について、掲載しています。	▶ 改正景品表示法に基づく政令・指針専用ページ 景品表示法の改正に関する情報について、掲載しています。
▶ 景品表示法 景品表示法について、パンフレットや公表資料などを掲載していません。	▶ 景品表示法の相談・被疑情報の受付窓口 景品表示法に関する相談、情報提供の方法について掲載しています。

37

医薬品等の広告規制に関する情報は厚生労働省のホームページで見られる

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/koukokukisei/



1. 関係法令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号) 抜粋

(誇大広告等)

- 第六十六條 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布し、又は流布することを、前項に該当するものとする。
- 2 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。
 - 3 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に関して虚偽の表示をし、又はわいせつにわたる文書又は図画を用いてはならない。

(特定疾病用の医薬品及び再生医療等製品の広告の制限)

- 第六十七條 政令で定めるがんその他の特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品又は再生医療等製品であつて、医師又は歯科医師の指導の下に使用されるものでなければ危害を生ずるおそれがあるものに、再生医療等製品を指定し、その医薬品又は再生医療等製品に関する広告につき、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する等、当該医薬品又は再生医療等製品の適正な使用の確保のために必要な措置を定める。
- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する特殊疾病を定める政令について、その制定又は改定に関する協議を求めらるるには、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなければならない。ただし、薬事・食品衛生審議会が軽微なものでない。

38

(1) 一般規制

景品表示法

目的	商品及び役務の取引に関連する不当な表示等による顧客の誘引を防止 → 一般消費者の利益の保護
禁止行為	<優良誤認表示> 商品または役務の品質、規格その他の内容について ・ 実際のものよりも著しく優良と示すもの ・ 事実に相違して他の事業者よりも著しく優良と示すもの <有利誤認> 商品または役務の価格その他の取引条件について 他の事業者よりも著しく有利と誤認される表示 <その他誤認されるおそれがある表示>
事業者による管理上の措置	(消費者庁の指針参照) ①景品表示法の考え方の周知・啓発、②法令遵守の方針の明確化、③表示等に関する情報の確認、④表示等に関する情報の共有、⑤表示等を管理するための担当者を定めること、⑥表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること、⑦不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応
違反時の取扱	消費者庁による調査、指導、措置命令、課徴金納付命令の対象

39

優良誤認表示

- 「著しく優良」=社会一般に許容される限度を超える誇張
- 適切な根拠を伴わない品質表示
 - ・ 普通の牛肉を「国産有名ブランド牛」かのように表示
 - ・ 中古車の走行距離を実際よりも短く表示
 - ・ 適正な比較に基づかない「大学合格実績No.1」のような予備校の表示
 - ・ LED電球の明るさ、古紙配合率などについて事実に基づかない表示
- 不実証広告規制
 - ・ ダイエット食品の痩身効果、生活空間におけるウイルス除去等の効果など表示された効能、性能があるか否かを客観的に判断することが困難なもの
 - ・ 消費者庁長官による資料提出要求
 - 合理的な根拠（客観的な実証、表示された効果等と対応した実証内容）を示す資料の提出が必要
 - 合理的な根拠が示せないときは、不当表示とみなされる
- 比較広告
 - ① 比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること
 - ② 実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること
 - ③ 比較の方法が公正であること

40

有利誤認表示

➤ 不当な価格表示

実際の販売価格、競争事業者の販売価格よりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

- ・ 実際の販売価格よりも安い価格を表示
- ・ 付随する他の商品、役務（別料金）があることを示さない
（例）エアコンについて、取付工事代金が必要であることを示さない
- ・ 販売価格が適用される顧客が限定されることを明示しない
（例）CD購入者のみを対象に写真集を割り引き販売するなど

➤ 二重価格表示

通常〇〇円を特別価格〇〇円！などの表示

- ・ 同一でない商品の価格を比較対象価格とするもの
- ・ 比較対象価格について実際と異なる価格やあいまいな表示を行うもの
（例）割引サービスを除外した他社価格と比較、商品の内容量が異なる他社価格と比較など

➤ 不適切な打ち消し表示

「0円」「無料」などを強調しながら、適用条件を明瞭に表示しないもの

- ・ 打ち消し表示の文字サイズ、配置箇所などで総合判断

➤ No.1表示＝売上げNo.1など

商品等の範囲、調査の対象地域、調査の出典を明瞭にし、直近の調査結果に基づいて表示すること

41

その他誤認されるおそれがある表示

1. 無果汁の清涼飲料水等についての表示

- ・ 果実名・果実の写真等を用いた商品名や、果汁・果肉と似た色や味などが対象
- ・ 果汁または果肉の量が5%未満の清涼飲料水等について、「無果汁・無果肉」などの表示を要求

2. 商品の原産国に関する不当な表示

- ・ 一般消費者が原産国を判別することが困難な場が対象
- ・ 原産国以外の国名・事業者名等の表示を禁止
- ・ 国内産の製品について外国文字で事業者名等を表示することを禁止

3. 消費者信用の融資費用に関する不当な表示

- ・ 金融機関、貸金業者等が対象
- ・ 実質年率を明確に記載することを要求

4. 不動産のおとり広告に関する表示

実在しない不動産、取引の対象となり得ない不動産、取引する意思ない不動産についての表示を禁止

5. おとり広告に関する表示

取引を行うための準備がなされていない、供給量が著しく限定されている（限定内容が不明瞭）、取引の成立を妨げる行為が行われるなどを禁止

6. 有料老人ホームに関する不当な表示

入居後の住み替えに関する条件等、介護職員の数、管理費・利用料などの表示を要求

42

事例～二重価格表示

- ◆ 過去の販売価格と比較する二重価格表示
「通常価格1万円の商品Aを特別価格4800円で販売します」
 - ・ 1万円が「通常」と言えることが必要（直近までの相当期間、継続して1万円で販売していたこと）
 - ・ 1万円で販売さえしていれば良いので、実際の購入実績はなくてもよい
- ◆ 将来の販売価格と比較する二重価格表示
「1月1日から1ヶ月間、商品Aを特別価格4800円で販売します。2月以降は1万円となります。」
 - ・ 将来の価格が確実なものでない限り、不当表示に該当する
 - ・ セール期間後に販売価格を上げる予定がない場合、セール期間後に1万円で販売する期間が非常に短い場合、同様のセールを間隔をあけずに繰り返し行っている場合などは不当表示に該当し得る（該当するか否かは事後的に判断する）
- ◆ 他社の販売価格と比較する二重価格表示
「商品A 当社販売価格9800円、A社販売価格10,000円、B社販売価格10,300円(当社調査による)」
 - ・ あいまいな比較はNG
 - ・ 業者名、機種名、価格の内容（付随するサービスの有無など）を明記しない場合は不当表示に該当し得る

43

事例～アディーレ法律事務所

「今だけの期間限定で『返金保証キャンペーン』を実施いたします！」(約1ヶ月のキャンペーン期間中に契約した場合は、着手金が無料)と宣伝。
実は、5年間、キャンペーンを続けていた。



2016年2月 消費者庁がアディーレ法律事務所に対して違法な広告をやめるよう措置命令



2017年10月 弁護士会は、「品位を失うべき非行」(弁護士法56条)にあたり、2か月間の業務停止処分の懲戒処分を決定。
アディーレ法律事務所の行為を、長期間にわたって多数回反復継続されている組織的な非行と評価した。

44

事例～No. 1表示

◆ チラシに「売り上げNo. 1」と表示するときの注意点

- 合理的な根拠に基づくものであることが必要
- 対象となる商品の範囲を明確にする
- 調査の対象地域を明瞭に表示する
- 最近の調査結果に基づく表示（調査の期間、時点を明瞭に表示する）
 - ・ ・ ・ 数年前の調査結果に基づく表示はNG
- 調査の出典（調査会社、調査の名称など）を明瞭に表示する

(NG例1) 結婚相手紹介サービスにおいて、会員以外の者との結婚を理由に退会した会員を加えて、「業界No. 1の会員数」と表示していた

(NG例2) 学習塾が「高校受験全国No. 1」と表示していたが、合格実績の積算方法が同業他社のものと異なっていた

(NG例3) 化粧品販売日本1（雑誌B●年●月号より）

45

事例～効果の表示

「食べるだけで80%の人にダイエット効果があった！」と表示するときの注意点

合理的な根拠に基づくものであることが必要

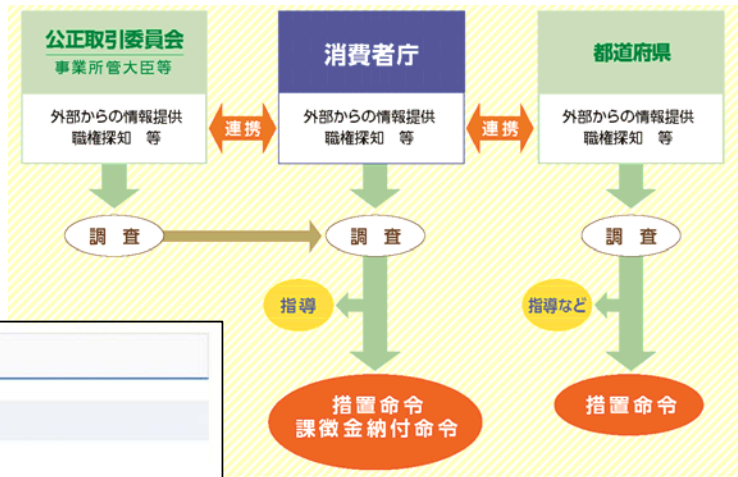
- ① 客観的に実証された内容の資料が必要
学会や産業界で一般に認められた方法による試験・調査結果
（これに該当するのであれば自社調査でも差し支えない）
または
専門家による見解若しくは学術文献
- ② 広告に表示した効果と実証された内容との対応
健康食品に含まれる成分についてダイエット効果が実証されても、
その「健康食品」を「食べるだけ」で効果があるとは認められない
おそれもある

（例） 自社の社員や消費者モニターを対象に統計調査を行ってもよいか？

統計のサンプルが自社に都合のよい結果となりがちなので、客観性が保たれた調査とは言えないおそれがある

46

- 景品表示法に違反すると措置命令等の対象（右図参照）
- 措置命令は消費者庁ホームページに掲載される（下図参照）



消費者庁「事例でわかる景品表示法」より

景品表示法関係公表資料	
景品表示法関連報道発表資料	
2017年（平成29年）	
平成29年7月27日	ソフトバンク株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について[PDF:4.9MB]
平成29年7月19日	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について[PDF:1.0MB] グリー株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について[PDF:864KB]
平成29年7月11日	東京瓦斯株式会社、東京ガスライフ/IL文京株式会社及び東京ガスイミエナジー株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について[PDF:2.2MB] 別添1[PDF:170KB] 別添2[PDF:706KB] 別添3[PDF:694KB]
平成29年6月28日	株式会社ピーラインに対する景品表示法に基づく措置命令について[PDF:4.4MB]

47

措置命令～マクドナルドのローストビーフ

2018年7月24日 消費者庁がマクドナルドの「東京ローストビーフバーガー」などの表示に対して優良誤認で措置命令を出した。

■問題とされた表示

- 2017年8月8日～9月5日の「東京ローストビーフバーガー」等の広告テレビCMや店頭掲示物
- ローストされた牛赤身の肉塊をスライスする映像・画像を使用（右写真参照）
- 「しっとりリッチな東京ローストビーフバーガー」、「しっとりリッチな、洗練されたあの味！」などの広告表現を使用
- 実際は加工肉を加熱してつなぎ合わせた成型肉を使用
- 牛赤身の肉塊「ブロック肉」をスライスした具材を使っているかのように宣伝していた点で優良誤認に該当



<http://www.itmedia.co.jp/business/articles/1807/24/news113.html>

■マクドナルドの対応

- 2018年7月24日にお詫びをホームページに掲載
<http://www.mcdonalds.co.jp/company/news/180724/>
（ただし2018年ニュースリリース一覧には掲載なし
<http://www.mcdonalds.co.jp/company/news/2018/>）
- 「品質、味覚、食感、外観におきまして同等のものです。」とした上で、「一部のローストビーフが成形肉から作られている旨の注釈を記載する必要がございました。」という趣旨の内容。

48

不正競争防止法

目的	事業者間の公正な競争の確保 (消費者保護を直接の目的とするものではない)
不正競争行為	<p>誤認惹起行為(2条1項14号) 商品の原産地、品質、内容等や、役務の質、内容等について誤認させるような表示等をする行為</p> <p>出所混同行為(2条1項1号、2号) 他人の周知な商品等表示と同一・類似の商品等表示を使用等し、出所混同を生じさせる行為、または著名な商品等表示を使用等する行為</p> <p>虚偽告知行為(2条1項15号) 競争相手の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為</p>
違反時の取扱	営業上の利益を侵害された者等が民事訴訟を提起 (一般消費者が民事訴訟を提起することはできない)

49

不正競争防止法の事件例(1)

H28年12月19日 東京地裁 仮処分決定
「マサキ珈琲中島本店」(和歌山市)の外観などが「珈琲所コメダ珈琲店」に酷似しているとして店舗の使用差し止めを命じる。
建物の写真や絵を印刷物に載せることも禁じた。



「珈琲所コメダ珈琲店」



「マサキ珈琲中島本店」(和歌山市)

<http://blog.esuteru.com/archives/20007191.html>

50

不正競争防止法の事件例(2)

鳥貴族 VS 鳥二郎

2015年2月 大阪地裁に提訴

- ① 「鳥」の字体にニワトリをイメージさせる図を使っている
- ② 黄と赤の配色
- ③ メニューや店の内装
- ④ 従業員の服装



客が同系列の店と誤解するおそれがある



https://www.bengo4.com/other/1146/1307/n_3041/



からやま (アークランド)

2014年開業

約30店舗

H29.11.15 東京地方裁に提訴

VS

からよし (スカイラーク)

2017年10月 開業

3店舗

<http://toyokeizai.net/articles/-/199136>

51

不正競争防止法の事件例(3)

民事裁判例

世界のヘアピン事件

平成8年9月26日大阪地裁判決

説明書に「世界のヘアピンコレクション」等と記載し、かつ、ヘアピンの箱に各国の国旗を貼り付けて、それらのヘアピンが貼り付けられた国旗の国で製造されたかのように表示したことは、商品の原産地を誤認させるものとされた。

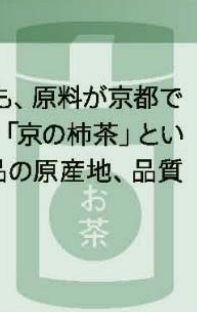
→結果: 当該商品の販売差止

京の柿茶事件

平成6年11月30日東京地裁判決

京都で製造加工されたものでも、原料が京都で産出されたものではない茶を、「京の柿茶」という名称で販売したことは、商品の原産地、品質を誤認させるものとされた。

→結果: 当該商品の販売差止



本みりんタイプ事件

平成2年4月25日京都地裁判決

本みりんではない調味料に、「本みりん」「タイプ」「調味料」と表示し、「本みりん」が強調された表示をしていたことは、商品の品質を誤認させるものとされた。

→結果: 当該商品の販売差止、約260万円の損害賠償

ろうそく事件

平成17年4月28日大阪高裁判決

販売するろうそくに、「燃焼時に発生するすすの量が90%減少している、火を消したときに生じるにおいも50%減少している」との表示をしたが、実験の結果、そのような効果は認められず、当該表示は商品の品質を誤認させるものとされた。

→結果: 約710万円の損害賠償

不正競争防止法の事件例(4)

- 良品計画は約20年前から「ユニットシェルフ」を発売。約70万台を売り上げ
- カインズは13年から、「ジョイントシステムシェルフ56」を販売。
- 「2本の柱で板を支える構造や骨組みのような外観が共通し、類似性が高い」ため、消費者に対して「混同を生じさせ」、カインズが棚を販売することは不正競争に当たる



無印良品
スチールユニットシェルフ



カインズホーム
ジョイントシステムシェルフ56 4段

<http://the360.life/U1301.doit?id=1197>より 53

不正競争防止法の事件例(5)

- 原告商品は、平成18年頃から販売されており、被告会社の設立時期には周知となっていた
- 「プレミアム」の部分は商品の品質を表すものと理解され、出所識別機能があるとは認められない。需要者は、堂島ロールと堂島プレミアムロールとを類似のものとして受け取るおそれがあり、不正競争防止法2条1項1号に該当する。
- 標章の使用差止、約3400万円の損害賠償他が認められた。

【原告】株式会社Mon cher
【設立時期】平成15年9月
【原告の標章】

堂島ロール

【原告の商品】



<http://www.mon-cher.com/dojima-roll-day/#products>

【被告】株式会社堂島プレミアム
【設立時期】平成24年6月
【被告の標章】

堂島プレミアムロール

【被告の商品】



<http://genbusuyo.hatenadiary.jp/entry/2016/08/26/175135>

特定商取引に関する法律

取引類型	対象となる類型	広告規制
訪問販売	事業者が消費者の自宅に訪問して、商品や権利の販売又は役務の提供を行う契約をする取引の事。キャッチセールス、アポイントメントセールスを含まず。	×
通信販売	事業者が新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込みを受ける取引のこと。「電話勧誘販売」に該当するものを除きます。	有り
電話加入販売	事業者が電話で勧誘を行い、申込みを受ける取引のこと。電話をいったん切った後、消費者が郵便や電話等によって申込みを行う場合にも該当します。	×
連鎖販売取引	個人を販売員として勧誘し、更にその個人に次の販売員の勧誘をさせるかたちで、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の取引のこと	有り
特定継続的役務提供	長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価を約する取引のこと。現在、エステティックサロン、語学教室など6つの役務が対象とされています。	有り
業務提供誘引販売取引	「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘引し、仕事に必要であるとして、商品等売って金銭負担を負わせる取引のこと	有り
訪問購入	事業者が消費者の自宅等を訪問して、物品の購入を行う取引のこと	×

対象となる類型の説明文は「特定商取引法ガイド」より

誇大広告の禁止

- ・ 事実と相違する表示
- ・ 優良／有利誤認表示

55

(2) 個別的規制

医薬品等の分野

医薬品医療機器等法による規制

- ・ 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品が対象
- ・ 虚偽または誇大広告等の禁止（法66条）
医師・美容師等が保証したものと誤解される記事を含む
- ・ 承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止（法68条）

広告の該当性

（厚生省医薬安全局監視指導課長通知）

1. 顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること
2. 特定医薬品等の商品名が明らかにされていること
3. 一般人が認知できる状態であること

医薬品等適正広告基準について

（厚生省薬務局長通知）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/koukokukisei/dl/index_c.pdf

薬事法の施行について

（厚生省薬務局長通知）

http://www.japal.org/wp-content/uploads/mt/19610208_44.pdf

頭髪用化粧品類に許容される効能表示

- (1) 毛髪の水分、脂肪を補い保つ。(2) 頭皮、毛髪につるおいを与える。(3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。(4) 毛髪をしなやかにする。(5) 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。(6) 毛髪の帯電を防止する。(7) フケ、カユミを抑える。

無承認無許可医薬品の指導取締り

（厚生省薬務局長通知）

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/dl/torishimari.pdf>

「医薬品として、その製造、販売、品質、表示、広告等について必要な規制を受けるべきものであるにもかかわらず、食品の名目で製造販売されている」ことに対する規制

56

健康増進法

特別用途表示 (法26条)

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令

- 一 授乳婦用
- 二 えん下困難者用
- 三 特定の保健の用途



● 特定保健用食品

食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をするもの

● 消費者庁の許可が必要



機能性が表示されている食品

特定保健用食品(トクホ)

健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品です。表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています。

栄養機能食品

一日に必要な栄養成分(ビタミン、ミネラルなど)が不足しがちな場合、その補給・補充のために利用できる食品です。すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、特に届出などをしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示することができます。

機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けただけではありません。

「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」(消費者庁)より

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_9.pdf

食品表示法の概要

平成25年6月
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会確保

【現行】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

○基本理念(3条)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準(4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を制定
- ①名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ②前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の制定・変更
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守(5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等(6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等(8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等(11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実と相違する表示行為・おそれへの差止請求権
(適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任(15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則(17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等については罰則を規定

附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直し旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
- ～上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討等

医療法関連

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関し、広告に記載できる事項、方法を規制（医療法第六条の五）

医師又は歯科医師である旨、診療科名、病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名 など

- 一. 他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと
- 二. 誇大な広告を行つてはならないこと
- 三. 客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行つてはならないこと
- 四. 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告を行つてはならないこと

（医療法施行規則第1条の9）

同様の規制は、医療類似行為にも存在

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（あはき法）7条
柔道整復師法24条

59

その他の法規制

宅地建物取引業法

- ・ 免許のない者による広告の禁止(12条、13条)
- ・ 宅地又は建物の所在、規模、形質若しくは現在若しくは将来の利用の制限、環境若しくは交通その他の利便又は代金、借賃等の対価の額若しくはその支払方法若しくは代金若しくは交換差金に関する金銭の貸借のあっせんについて、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない(32条)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

- ・ 営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない(16条)
- ・ 届出内容に応じた広告場所、方法についての規制

温泉法、温泉法施行規則

- 施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示
源泉名、温泉の泉質、源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度、温泉の成分、温泉の成分の分析年月日、登録分析機関の名称及び登録番号、浴用又は飲用の禁忌症、浴用又は飲用の方法及び注意、次項各号に掲げる事項届出内容に応じた広告場所、方法についての規制
- 日本温泉協会（業界団体）が、天然温泉表示制度を展開



天然温泉表示マーク

60

(3) 自主規制

公正競争規約

概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 表示等に関する事項について自主的に設定する業界のルール (景品表示法31条) ➤ 事業者に対する消費者の信用を高め、ひいては業界全体に対する消費者の信用を高めることを目的
設定主体	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者又は事業者団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ メーカー同士、小売業同士など単一の取引段階で設定するパターン ・ 複数の取引段階で商品ラベルから店頭表示までを設定するパターン ・ 事業者団体同士が集まって設定するパターン <p style="text-align: right;">など</p>
認定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 内閣総理大臣及び公正取引委員会の認定が必要 <p><認定の要件> (景品表示法31条2項)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するために適切なものであること。 ② 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。 ③ 不当に差別的でないこと。 ④ 当該協定若しくは規約に参加し、又は当該協定若しくは規約から脱退することを不当に制限しないこと。
運用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 業界の自主規制機関（公正取引協議会など）によって運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ マーガリン公正取引協議会などがある ・ 規約についての相談、調査、公正マーク付与などの活動 ➤ 全国公正取引協議会連合会 (http://www.jfftc.org/index.html)

61

表示に関する公正競争規約

(平成28年12月1日現在)

食品一般	37規約	飲用乳、はちみつ・乳酸菌飲料、殺菌乳酸菌飲料、チーズ、アイスクリーム類及び氷菓、はちみつ類、ローヤルゼリー、辛子めんたいご食品、削りぶし、食品のり、食品缶詰、トマト加工品、粉わさび、生めん類、ビスケット類、チョコレート類、チョコレート利用食品、チューインガム、凍り豆腐、食酢、果実飲料等、コーヒー飲料等、合成レモン、豆乳類、マーガリン類、観光土産品、レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒー、ハム・ソーセージ類、食肉、包装食パン、即席めん、みそ、ドレッシング類、しょうゆ、もろみ酢、食用塩、鶏卵
酒類	7規約	ビール、輸入ビール、ウイスキー、輸入ウイスキー、単式蒸留しょうちゅう、泡盛、酒類小売業
身の回り品	2規約	帯締め及び羽織ひも、眼鏡類
家庭用品	2規約	家庭電気製品製造業、家庭電気製品小売業
医薬品・化粧品等	5規約	化粧品、化粧石けん、家庭用合成洗剤及び家庭用石けん、歯みがき、防虫剤
自動車等	4規約	自動車業、二輪自動車、タイヤ、農業機械
不動産	1規約	不動産
サービス業	3規約	募集型企画旅行、銀行業、指定自動車教習所業
その他	6規約	ペットフード、釣竿、ピアノ、スポーツ用品、電子鍵盤楽器、仏壇

消費者庁ホームページより

62

その他の自主規制

日本損害保険協会 「募集文書等の表示に係るガイドライン」

保険契約および補償内容を明瞭に表示するよう規定

生命保険協会 「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」

保障内容の優良性を表示する際の必要事項を規定

日弁連 「弁護士の業務広告に関する規程」

- ・ 事実に合致していない広告、誤導又は誤認のおそれのある広告、誇大又は過度な期待を抱かせる広告などを禁止
- ・ 訴訟の勝訴率、顧問先等（同意がある場合を除く）などは広告に掲載不可

日本たばこ協会

「製造たばこに係る広告、販売促進活動及び包装に関する自主基準」

媒体の制限、未成年向けの印刷物での広告の規制など広告に掲載不可

電気通信サービス向上推進協議会

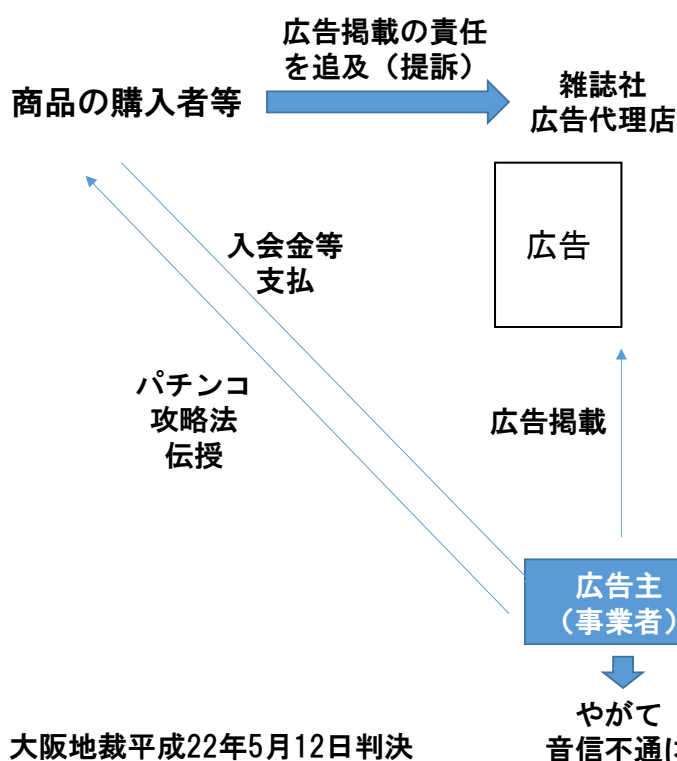
「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」

世界最速などの通信速度、人口カバー率などの表示について基準設定

63

4 広報活動とコンプライアンス

(1) 広告媒体者責任



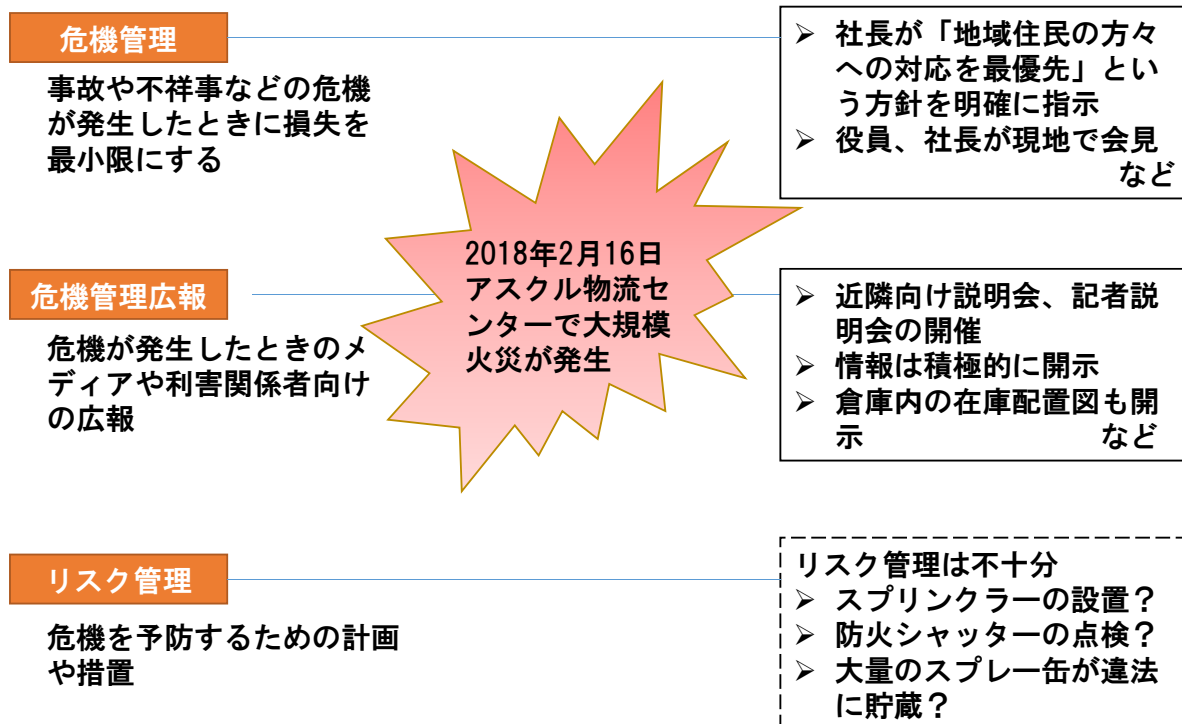
考え方の基本

- 広告媒体者は掲載する広告すべてに責任を負う訳ではない
 - ① 広告内容の真実性に疑念を抱くべき特別の事情がある
 - ② 読者に不測の損害を及ぼすおそれがあることを予見した(または予見し得た)
- ↓
- ①②の条件下では広告の真実性の調査確認の義務がある

裁判所は、
雑誌社、広告代理店に対して、
損害賠償の支払いを命じた

64

(2) リスク管理、危機管理の基本



65

危機管理広報の重要性

従来の広報

企業・商品等のイメージアップ、売上向上



危機管理広報

- リスク発生前の未然防止（リスクマネジメント）
社内全体におけるリスクに対する認識の共有
予測されるリスクの洗い出し
重要度や発生予想頻度などの整理・分析
- 発生に備えた準備
危機管理体制の構築、マニュアル整備など
- 発生後のダメージコントロール（クライシスマネジメント）
迅速な対応（トップへの連絡、対策本部、情報収集）
プレスリリース（真実を伝える、隠さない、いい加減なことはいわない）
継続した誠意ある対応

66

(3) 企業等の法的・社会的責任

- 民事責任
顧客、取引先などからの損害賠償請求
- 行政処分
景品等表示法違反に基づく措置命令、課徴金など
種々の許認可取消
- 刑事罰
不正競争防止法違反
著作権侵害罪
商標権侵害罪
- 社会的責任
信用失墜

67

食品偽装と刑事罰～ミートホープ社事件

- ミートホープ社（北海道苫小牧市／代表田中稔元）が実際は豚や鶏の肉を混ぜ合せたものを「牛肉100%」と虚偽の表示をして出荷していた食品偽装が発覚（2007年6月）
- 田中元社長「7-8年前から偽装した。毎日やっていたこともある」、「自分が指示して行った。混ぜれば判らないと思った」と供述
- 他3人の幹部（工場長など）もミンチの偽装に協力
- ミートホープ社は取引先との契約に際しても「牛100%」を信用させたり、うその内容の企画書を提出していた
- 不正競争防止法違反北海道苫小牧市にあるミートホープ社の田中稔元社長（69歳）ら元幹部の4人の容疑者を逮捕（2007年10月24日）
- 平成20年3月19日、不正競争防止法違反で懲役4年の実刑判決

68

阪急阪神ホテル食品偽装事件

- 2013年10月7日、阪急阪神ホテルズが、運営する23店舗でメニュー表示と異なる食材を使った料理を提供していたことを消費者庁に届出
 - ・「鮮魚」と表示しながら冷凍品を提供
 - ・「芝エビ」と表示しながら安い「バナメイエビ」を提供
 - ・牛脂注入肉をビーフステーキとして提供
 - ・別産地の豚を「霧島ポーク」「沖縄まーさん豚」と表示するなど
- 2013年10月24日、出崎弘社長が記者会見で「これは偽装ではなく誤表記」と強調し、「不正に利益を上げる意思は無かった」と説明
- 2013年10月28日、再調査の結果、「従業員は虚偽表示と認識していた上でこのようなことを行ったというケースがあった」と謝罪
- 利用客には返金
 - 会社試算によれば7万8775人に対し返金額1億1000万円とのことだが実際の返金総額は不明
- 出崎弘社長は辞任

69

三菱自動車偽装事件

- 2016年4月、OEM先の日産から、三菱自が軽自動車の燃費の数字が違うとの指摘を受ける
- 国が定めた方法で燃費を測っていなかったのは1991年にまで遡ることが発覚
- 「デリカD：5」「アウトランダーPHEV」「ミラージュ」以外の全車種で偽装
- 会社側は「不正な方法だとは認識していなかった」と説明。実際には現場の担当者が国土交通省から正しい測定方法について説明を受けた後も方法を改めていなかったことが発覚。
- 一部の車種で販売を一時停止。既に購入した顧客に、1台3～10万円の賠償金を支払い。
- 受注台数が偽装発覚前の半分に減少
- 2016年5月12日、日産自動車から2370億円の出資を受け日産傘下に

三菱自動車の燃費を巡る偽装と不正

○軽自動車4車種 偽装



eKワゴン
eKスペース

- ・燃費が良くなるように測定データを操作

- ・一部モデルの測定データをもとに他モデル向けは机上で計算



デイズ
デイズルークス
(販売は日産)

- ・実際より最大で15%良い燃費を表示

- ・開発を担当する子会社が関与

今回公表

○販売中の9車種、販売終了車種(過去10年分) 偽装や不正?



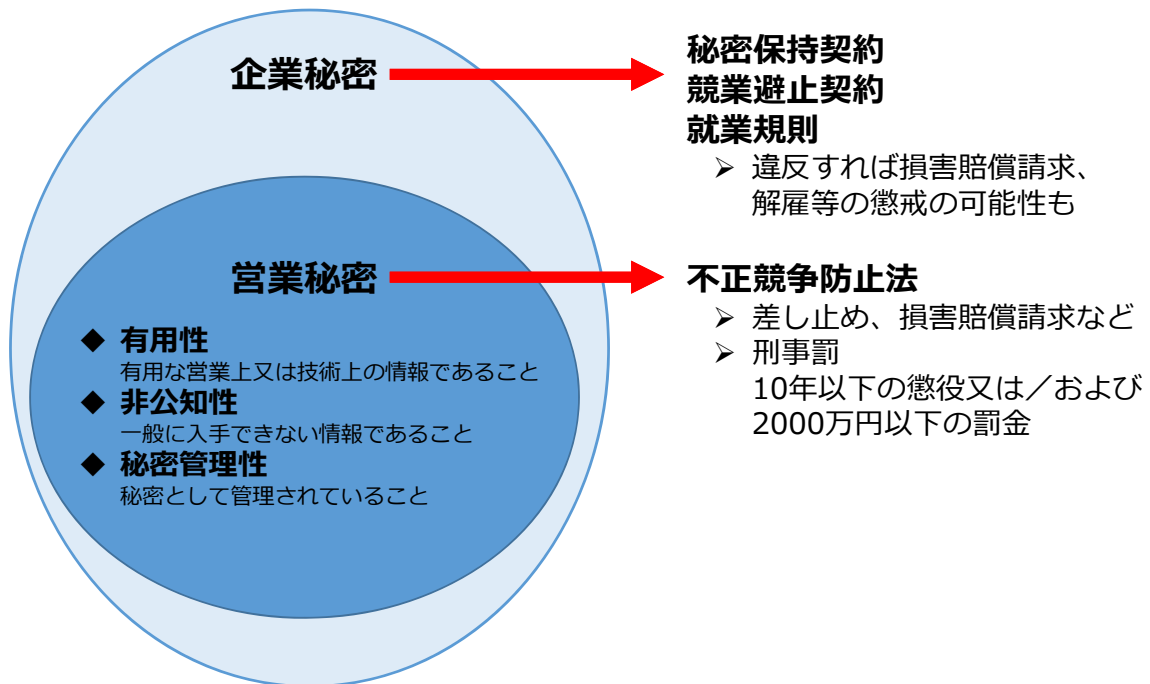
RVR

- ・一部モデルの測定データをもとに他モデル向けは机上で計算した疑い

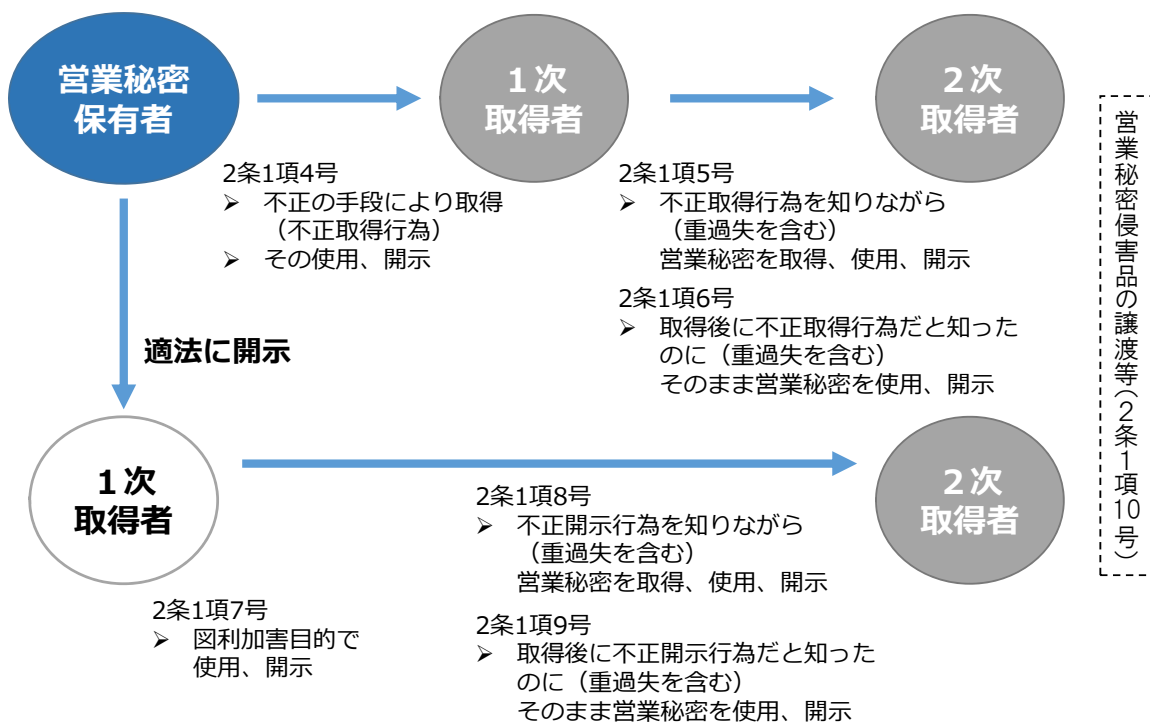
- ・国が定めたものと異なる方法でデータを測定した疑い

今回公表

営業秘密とは

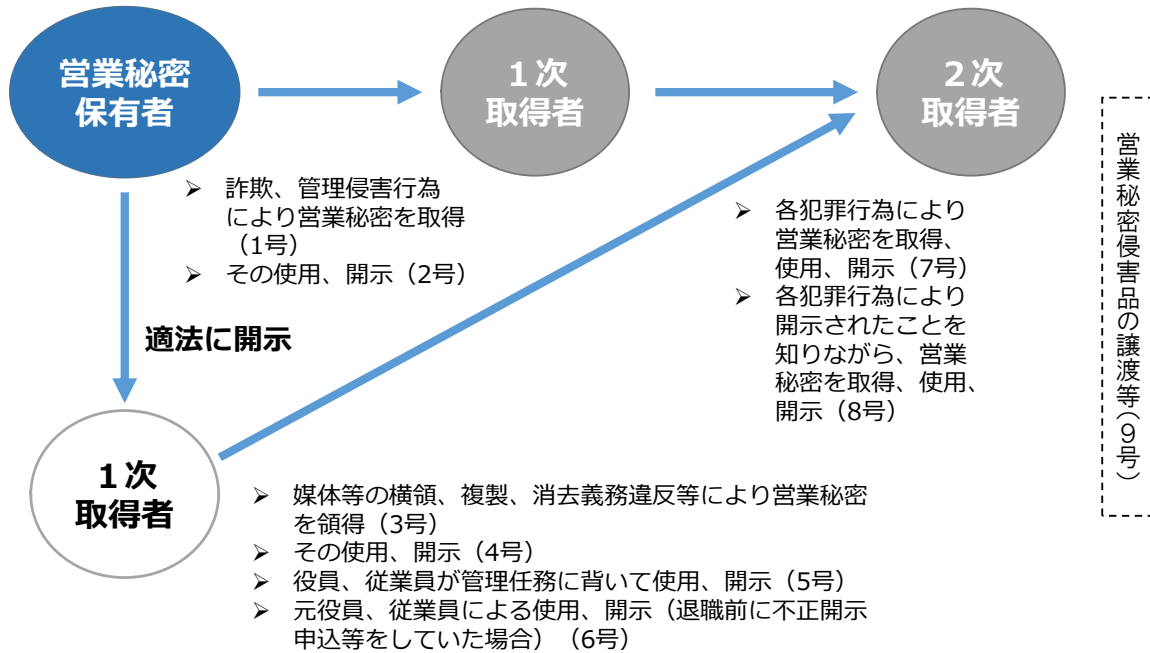


営業秘密に関する不正競争行為(不競法2条1項4～10号)



営業秘密侵害罪(不競法21条1項)

いずれの行為も図利加害目的が要件



秘密の管理

- ◆ 秘密情報と一般情報を区分
- ◆ 秘密情報であることが認識できる状態にする
- ◆ 情報の活用と管理のバランスを考慮(情報の内容に応じたメリハリ)
- ◆ 形骸化に注意

情報の媒体	管理方法
紙	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 書類、ファイルなどに「マル秘」表示 ➢ 鍵付きロッカーに保管 ➢ コピー、スキャンの禁止
電子媒体	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 媒体(USBメモリ、CD-ROM)などに「マル秘」表示 ➢ 電子ファイルのファイル名に「マル秘」などを表示 ➢ パスワードの設定
物件 (製造機械や金型等、その物自体が営業秘密と言える場合)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 物件のある場所への「無断持出禁止」「写真撮影禁止」などの表示 ➢ 営業秘密に関する物件リストを作成し、そのリストに「マル秘」表示
その他(技能、ノウハウなど)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 営業秘密のリスト化

広報と営業秘密

- 営業秘密の管理が不十分な企業が少なからずある
- 営業秘密＝新商品のセールスポイントとなっていることもある



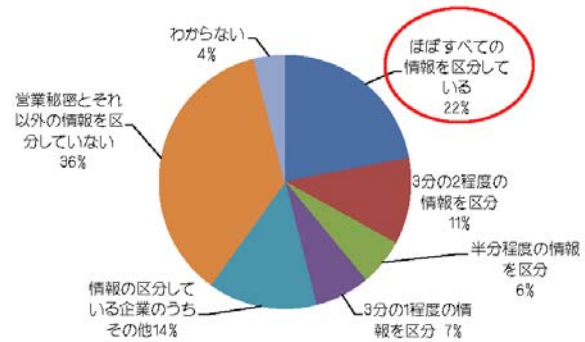
広報が、「営業秘密」だと認識しないまま、広告等に掲載！

(例)商品にA物質を加えたことにより、従来品よりも品質が向上した



広告に、「A物質配合！だから、効果アップ！」のように記載してしまった。

営業秘密情報の区分状況



(出典)経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査(回答約3000社)

経済産業省「技術流出防止・営業秘密保護強化について」より

75

SNS等の情報発信と営業秘密

- 従業員が私的に利用しているSNSで営業秘密等を漏えいすることがある

例) 「今度、●●プロジェクトに抜擢されたー！」
「上司と出張ランチなう！」(お店の写真とともに)
「誰か●●に詳しい人、知らない？」 など



- ・従業員に対する教育が重要
- ・法的対処が可能なように就業規則に規定を設ける(懲戒解雇含む)

- 他社の営業秘密の漏えいにも要注意

漏えい時には、秘密保持契約(NDA)違反となるおそれもある



- ・担当者にNDAの内容を周知しておくことも重要

76

6 トラブルへの対処

(1) いわゆる炎上対応

迅速な対処の重要性～大正大学事件

2015年1月8日午後3時ごろ

大正大学（東京豊島区）で、大学構内で男性教員が全裸になっている写真がネットにアップロードされた

同日午後8時ごろ

大学が公式HPで、問題をおこした非常勤講師の退職願いを受理した旨、発表

同月10日

詳細な事実関係も含む第2報を発信

- ・ 事実関係
- ・ 講師が辞意を表明したこと、および辞表を受理した理由
- ・ 事実関係について調査によって確認した旨
- ・ 迷惑をかけたことに対するお詫び
- ・ 本件についての評価（学内の諸規定に抵触するかを問う以前に、社会人としての良識が問われます）を踏まえ、学生、教職員に本学の建学の精神にもとづく行動を要請
- ・ 学生の詳細な情報を秘匿し、保護することへの理解の要請

77

誠意的対応の重要性～マクドナルド事件

2014年7月20日 中華人民共和国上海市の現地法人上海福喜食品の製造卸した食肉が消費期限切れであったことが発覚

2014年7月21日 日本マクドナルドで、販売されているチキンマックナゲットに期限が切れている鶏肉が含まれている恐れがあるとして販売中止

2014年7月30日 問題発覚後10日経過して、カサノバ社長がようやく謝罪。記者会見は、決算発表のため問題発覚前からもともと設定されていたものだった。社長は、「マクドナルドは問題の全容が解明された段階で中国企業に賠償請求する」と、上海福喜の対応を非難。また、「中国腐敗鶏肉が日本に入って来た証拠は無いでしょ？だから返金はしません」と述べた。

その後 異物混入問題
チキンマックナゲットにビニール片、ホットケーキに金属、サンデーチョコレートにはプラスチック片が混入

2015年1月7日 日本マクドナルドは謝罪会見を開く
「出張中」との理由で、カサノバ社長は不在

78

対処のポイント

➤ 未然防止

＜広報による炎上＞

多様な観点からのチェック（目立つことと、問題になることは違う！）

＜SNSによる炎上＞

- ・ 従業員（社員・アルバイトなど）の投稿
- ・ ユーザーや消費者による批判
- ・ 第三者（なりすましを含む）による誹謗中傷

➤ 迅速な情報収集

- ・ 発見→トップに連絡→対策本部結成→調査の準備をしておく
- ・ ソーシャルメディア監視業者などの利用

➤ 迅速な第一報

- ・ 半日以内に第一報（お詫び）を発表する
- ・ 直ちに投稿を削除することは裏目に出ることもある

➤ 継続的、誠意ある対応（きちんと向き合う）

➤ 種々の観点からの意見に配慮

79

（２）クレーマー対策

東芝クレーマー事件

1998年、ユーザ（AKKY氏）が東芝のVHSビデオデッキ2台購入。新機能に満足がいかなかったので販売店に行ったが、納得できる対応が得られなかった。東芝の色々な部門を紹介されるのだが依然として満足できる回答が得られなかった。AKKY氏は社長宛にビデオデッキを送りつけた。

東芝は、彼を悪質クレーマーだと判断し、対応の窓口を営業技術ではなく渉外管理室で行うと決める。

AKKY氏は渉外管理室の担当者との電話での会話を録音し、自分のWebサイトで公開。

「お宅さんみたいのはね、お客さんじゃないんですよ、もう。ね、クレーマーっっちゃうのお宅さんはね。クレーマーっっちゃうの、もう。」

これによって、東芝に対する批判が起こり始めた。

Webサイトのアクセス数は、最初はゆっくりと増えていたがメディアに取り上げられたとたんに、件数がハネ上がる。

東芝は、Webページの差し止めの仮処分を申請

これに対して、「東芝がWebページの差し止めの仮処分申請をしたことは、言論の自由に反する。」などの非難が高まった。

副社長の謝罪会見

80

(3) メディア対応

- トップが自ら記者会見に臨む
「知らなかった」は許されない
- 隠蔽をしない
- 曖昧な事実を示さない

ベネッセ・コーポレーション事件

- 2014年7月、3000万人超の会員の個人情報流出が発覚
- 7月9日、即時に謝罪会見
 - ・ ベネッセは加害者か被害者かという質問に対し、「現時点では加害者」と回答
 - ・ 「金銭的な補償は検討していない」と明言
- 7月17日、補償について批判を受けたため、記者会見で200億円分を補償すると発表

雪印乳業事件

- 2000年6月25日、雪印乳業製品で子供が嘔吐・下痢を発症
- 6月28日、保健所が大阪工場に対して製品回収を指導、6月29日再指導
- 6月29日、西日本支社で自主回収をめぐる終日会議
- 6月30日自主回収開始
- 7月1日、大阪工場の逆流防止弁の洗浄不足による汚染が原因と発表。
しかし、その後の捜査により、北海道の大樹工場（北海道広尾郡大樹町）での汚染が原因であることが判明した。
- 7月4日、記者会見の延長を巡るやりとり
社長 「では後10分」
記者 「何で時間を限るのですか。時間の問題じゃありませんよ。」
社長 「そんなこと言ったってねえ、わたしは寝ていないんだよ!!」

81

(4) 事例検討～日大タックル事件



<https://www.interest-all.com/nichidai-american-football-hanzai/>

2018年5月6日

日大、関学アメフト定期戦で
日大選手が悪質なタックル

2018年5月19日

日大監督が謝罪。監督
辞任を表明。

2018年5月22日

タックルした日大選手が記者会見
“相手を潰しますと監督に言えば試合に出してやる”など監督、コーチの指示によるタックルであったことを伺わせる発言

2018年5月10日

関東学生連盟が内田監督に嚴重注意。
関学アメフト部が日大アメフト部に抗議文。
日大アメフト部が謝罪文掲載。

2018年5月14日

日大と法大、東大、立教大の試合中止

2018年5月16日

反則タックルが内田監督の指示であったとする報道を日大広報が否定

2018年5月17日

関学が日大の回答に
不満、再回答を要請

2018年5月23日

日大の監督、コーチが記者会見
「もう終わりにします」「もうやめてください」と会見の打ち切りを宣言する司会が批判を受ける

2018年6月29日

第三者委員会が、タックルは監督、コーチの指示であることを認める

82

(1) 広報活動のリスクのまとめ

法的リスク

- ・ 法的知識（規制に対する知識）が必要
- ・ 最新の規制情報を調査することが必要
- ・ 法律だけでなく政令、ガイドライン、自主規制など網羅的な調査が重要

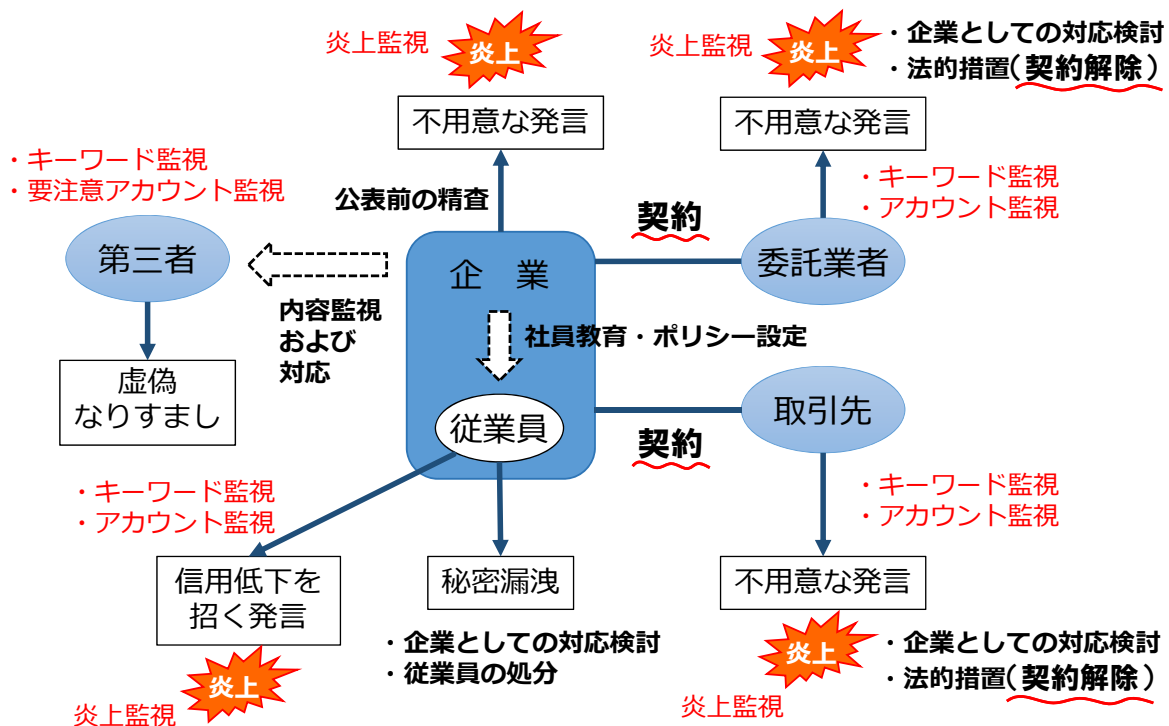
炎上リスク

- ・ 多様な観点からのチェック
- ・ SNSによる炎上に要注意

(2) トラブルへの対処のポイント

迅速、誠意ある対応が重要

(3) トラブル予防のための契約知識



ゆるきゃらの発言が問題となった事例

まんべくん（北海道長万部町）

- 2011年8月14日
「戦争のドキュメンタリー番組を見たッ！当時の日本は北朝鮮状態な件」「どう見ても日本の侵略戦争が全てのはじまりです」などとツイート
- 2011年8月16日
まんべくんアカウントを運用していた札幌市の企業のキャラクター商標使用許諾を停止、ツイッターは中止

とっとちゃん（佐賀県鳥栖市）

- 2013年10月23日
「久保ミツロウ・能町みね子のオールナイトニッポン」（ニッポン放送系）において、わいせつ発言を繰り返した
- 鳥栖市はとっとちゃんの活動を自粛、ぬいぐるみやキーホルダーなどの「とっとちゃんグッズ」の販売も中止